

## 第2章 土地保有制度の特質

# 4

## アフリカにおける土地保有制度の特質と農業社会の変容

よし だ まさ お  
吉 田 昌 夫

- I 本書のねらい【一部略】
- II 土地保有の複合的性格
- III 土地保有の重層性
- IV アフリカの植民地化と農業社会の変容

出典 『アフリカの農業と土地保有』  
吉田昌夫編 研究参考資料242  
アジア経済研究所 1975年 序論

### I 本書のねらい

アフリカ、特にサハラ以南のいわゆるブラック・アフリカにおいては、共同体による土地保有制が一般的であるとしばしばいわれる。しかしその実態および変化の過程は、これまであまり明らかにされてはいない。

共同体的土地保有制といわれるものは慣習に基づいて成立しており、その形態は地域によって著しく異なっている。また、それは固定的なものではなく、大きな変容をとげており、動態的に観察する視点が必要とされる。従来「近代」に対置される概念としての「共同体」が学界において強調され、その「既存の生活様式を墨守するという伝統主義の精神」<sup>(1)</sup>のみに眼が向けられ、その実態の時系列的な観察から導き出される変容過程の側面、すなわち共同体における諸機能の変化の側面はほとんど注目されなかった。

研究会【アジア経済研究所で昭和48～49年度に行なわれた「アフリカの農業と土地保有制度」研究会一編者】のねらいは、まさにこのような共同体を固定的にのみ見る視点から脱して、その変化の様相に眼を向け、動態的な分析を試みることにあった。そのため、本書【原著を指す】ではできるだけ具体的に共同体により規定される土地保有慣習の内容を説明し、時系列的な変容局面を追うことを行なった。したがってサハラ以南のアフリカのいくつかの代表的事例に分析の対象をしぼり、地域レベルあるいは部族レベルにおける社会構造、農耕形態、植民地統治政策、貨幣経済の浸透等の諸側面を検討することによって、その土地保有制度の実態把握に努めるという方法をとった。これにより共同体的土地保有制度の現実の多様性を描き出せると同時に、政府の土地政策により最近土地の私有地化が推し進められている場合の事例も含めうこととなり、そこから逆に共同体的土地保有制度に光をあてるにも可能になって、現在の時点におけるアフリカの土地問題をより正確に理解することができると考えられたからである。そしてこのような土地保有制度と、その変容過程の分析をおいて、アフリカ農業の特徴をある程度浮彫りにすることができるのではないかと考えた。

【後略】

## II 土地保有の複合的性格

土地保有制度がいかなる形態をとるかという問題を検討する際に、土地保有の複合的性格を重視する必要があることを、まず強調せねばならないであろう。土地保有の複合的性格とは、B・マリノウスキーがいうところの、「土地保有条件は人と土地との一切の関係を包摂するものである」という包括的な関係のことであり、社会的、経済的、政治的、宗教的構造、地域的な自然環境による規定と歴史的条件による規定等の複合的な諸要因によって特定の土地保有形態が決定づけられ、表出されるということである。D・ビー

バイクは土地保有の複合的性格を次のように表わしている。「土地保有の複雑なパターンのはっきりした像をとらえるためには次のような諸側面を考慮しなければならないことがしばしば強調される。すなわち社会組織、人口密度、農耕形態、および広義の経済活動の側面であり、さらに宗教や価値の体系、地理に関する独自の考え方、およびその集団が経験してきた歴史がこれに妥当する。」<sup>(1)</sup>

このような土地保有の複合的性格は、本書におさめられている事例【原著の第1章、第4章、第5章の事例。略】のヌペ王国、メル族、ニャキューサ族の土地保有制度の説明においても強調されている。複合性を構成する政治体系の側面においてはフォーテスとエヴァンス・プリッチャード共編の*African Political Systems*序文にしるされているところの集権化された権威、行政機構、整備された司法制度をもつ社会と、そのような集権化した権威も政府ももたない社会との二つの政治体系への類型化が分析基準として有用である。社会組織の面では、親族組織を中心とする血縁関係のあり方、地縁的な関係のあり方、年齢集団の組織のあり方が分類基準となろう。経済的側面では自給自足経済と市場の発達度、再生産構造と分業のあり方によりさまざまな分類がなされうる。

アフリカの土地保有制度に宗教が果たす役割は特に重要である。一般にアフリカにおいて土地は祖靈と密接なかかわり合いをもつものと理解されている。土地の譲渡の可能性はこのような住民の宗教あるいは世界観によって明らかに左右されている。前述のビーバイクの論文から再び引用すれば、ザンビアのベンバ族（Bemba）においては死んだ首長の魂が土地の保護神となり、ガーナのタレンシ族（Tallensi）では相続した耕地は祖先に属し祖先が信託するものと考えられるので、土地売買や質入れに対する祭儀的な抑制が成り立っている。同じくガーナのアシャンティ族（Ashanti）では、首長は土地の属するリネージの長老の許可、および供犠をささげることにより祖靈の許可をうることなしに土地を売ることはできないのである。本書の事例【原著のナイジェリアの事例。略】研究においてもヌペ王国ではイスラム教が全住民の宗

教となってはいるが、村落における草分け開拓祖の存在と彼らがヌペ王国の祖先英雄ツォデ(Tsoede)によってその地位を認承されたという神話に基づいて土地保有の基底的単位としての村落が成立していることが、第1章【原著の章区分。略】において指摘されている。第4章【原著の章区分。略】で検討されているケニアのメル族においても、土地は最初に山に登って現在の土地に住みついたクランの祖先に属するものであるという意識が強かった。また彼らの間には儀式によって他クランの者を擬似的な養子とし、自クランの者にできるという思考システムも存在した。第5章【原著の章区分。略】で取り上げたタンザニアのニャキューサ族においては、世代ごとの村落を編成することによる土地保有の特異性が、首長に関する神話やタブーと密接に関連していることが明らかにされている。

特定の土地のおかれている自然環境、すなわち降水量やその型、気温、土壤の性質、地形、植生等はその土地において行なわれる農耕の形態の大枠を決める。農耕形態はさらに土地人口比率の程度によって大きな変化を生じる。この側面は第3章【原著の章区分。略】において東ナイジェリアの実態に即して詳細に検討されているが、W・B・モーガンによる6分類が示唆的である。これらの異なる耕作経営形態によって土地保有の形態も異なってくるのであり、移動耕作から定着耕作までのさまざまな耕作・輪作・休閑の体系、土地の粗放的利用から集約的利用までのさまざまな段階に対応する土地保有形態がいかにも多様なものとなるかについては多くの説明を要しないであろう。

このような自然条件によって制約される土地利用の形態は、さらにその地域が経験してきた歴史によって種々の修正を加えられ、形造られる。たとえば外敵襲来が集村化を促進したり、征服により土地を失った隸属民が生み出されるといったようなことが土地保有制度に大きな影響を与える。アフリカの場合、その全土が受けた最も大きい歴史的な衝撃は19世紀より開始された西欧列強諸国による植民地化によるものであろう。この点については、後の項【略】で重ねて検討を加えるが、アフリカの土地保有制度にある一定の変化をもたらしたと同時に、その影響は地域によって不均等に作用し、異なる発

展方向をも生じさせる原因となったのである。植民地化のもたらした農村の歴史的な変化を特に市場構造の側面から西部ナイジェリアの実態に即して検討した第2章【原著の章区分。略】からも、土地保有制度の変容要因としての歴史のもつ重みを汲みとることができよう。

### III 土地保有の重層性

アフリカにおける土地保有の重層性について語る場合に、まず思い浮べる概念として、M・グラックマンによる土地保有階梯 (estates of holdings) がある。この概念は、グラックマンが調査したザンビアのロジ族(Lozi)王国における身分階層制に対応した土地保有の重要性を分析するための用語であり、その内容はロジの事例に即して理解されねばならない。ロジの場合は王→村長→家長(家族員)と縦につながる政治的単位があり、土地分与に関してはまず王より真近の下位階梯にある村長へ分配され、さらに村長はその下位階梯にある家長へこれを分配し、次に家長はその家族員の一員へ分配するという形で重層的な権利義務関係が成り立っているのである。また逆に土地を占有し利用していた当事者が死亡または離村して、相続人もなく未利用のまま土地が放置された場合、その土地は1階梯上位の者へ、すなわち家長から村長へ、村長から王へと復帰していくのである<sup>(1)</sup>。このような関係を特定の土地に対する権利の面で見た場合、王、村長、家長、家族員それぞれの権利が重層的に存在するという形態をとる。

ロジ王国や本書で事例として取り上げた【原著の第1章。略】ナイジェリアのヌベ王国は集権化された政治体系をもち、したがってグラックマンが土地保有階梯と名付けたような身分階層的な土地保有の重層性が見られたのであるが、政府をもたない、いわゆる分節的(segmentary)な政治体系をもつ部族においては、しばしばクラン(氏族)の長、あるいは長老会議から下位へ向かって、各リネージ(单系血縁集団)、さらに家長、家族員という順序で血縁関係に

よる土地配分の権利がやはり重層的に存在するのが見られる。本書で事例研究として取り上げた【原著の第4章。略】ケニアのメル族においても、その伝統的な土地配分権にはクランの長老会議 (Njuri) と家長、家族員の重層的な権利関係が見られる。またタンザニアのニャキューサ族のような首長が多数競合的に存在している分権的な政治体系をもつ部族でも、祭儀上の役割にならう首長、村落の代表者としての村長、次いで家長、家族員のそれぞれの土地保有権が重層的に成立する構造をもっていることは、本書【原著を指す】の事例研究でも解明されているところであろう。

ただここで一言触れておきたいことは、この土地保有の重層性が、アフリカにおいては必ずしも閉鎖的に存在していたわけではなかったということである。サハラ以南アフリカの共同体を、他の地域特に東アジアのそれと比較した場合、著しく開放的な性格、いいかえれば共同体的規制の弱さが一つの特徴として見られるのである。これは水利事業やそれに伴う土地改良投資等の進展がほとんどみられないこと、農業生産において土地よりも労働力が相対的に重要であるとうけとられていることから、個々の農民が比較的自由に移動することができたためと理解さるべき事柄であるかもしれない。すなわちアフリカにおいては、土地の自然的肥沃度にそれほど執着しさえしなければ、未開地ともいいくべき土地がまだ広く存在し、開墾という行為をとおして個々の家族あるいは下位の諸集団が、共同体規制による特定の土地への束縛から脱する道が開かれていたのである。かくてニャキューサ族の事例にも見られるように、呪術に対抗する方法は住居を移動することによって簡単に得られたし、ケニアのエンブ族 (Embu) に特徴的に見られるように、干ばつによるききんが起こるごとに集団的な移動と移住先における他集団との融合が繰返され、社会構造がゆるやかな結合 (Loosely structured) によって保たれるようになった場合が多かったのである<sup>(2)</sup>。

次いでアフリカにおける土地保有権を分析する際に見落してならないことは、樹木に対する独立の保有権ないしは所有権が、土地そのものと別個に存在するということである。たとえば東ナイジェリアにおいてオイルパームの

木は、その生育している土地が特定家族に分配され用益されていても、樹木権は村全体に残されているという事例が本書の第3章【原著の章区分。略】に見られるし、タンザニアのニャキューサ族においては、建材として重要な竹に関して首長が強い利用権をもち、その生育している土地が用益権者の死後相続されても竹は首長に帰属するといった慣習が存在したことが記されている。さらに狩猟権や、牛、山羊、羊等家畜の放牧権はしばしば土地保有集団と異なる単位集団が権利主体となり、たとえばタンザニア北部の牧畜民ダトーガ族 (Datoga) の領域であった土地に、半農半牧民のイラク族 (Iraqw) の移住・定着が行なわれて、共存しながら双方の放牧権が存在する場合のように<sup>(3)</sup>、土地保有の重層性を複雑にしているのである。実際のところ人口密度の低い粗放的な農業を営む地域では、総じて土地の境界はあいまいであり、周辺部の権利関係は紛争が起こってはじめて確定されているという性質のものであることを特記せねばならないであろう。

これらの事例に見られる土地保有の形態から、なぜ共同体的土「所有」という言葉を使うことをわれわれが避けてきたのか、その理由を読み取ってもらえば、本研究【アフリカの土地保有制度研究一編者】の目的の一部は達せられたことになる。従来しばしば慣習的な土地保有制度を、共同所有 (Communal ownership)、私的所有 (Individual ownership) という対極概念のいずれかに組み入れるという操作が行なわれてきた。しかしこの場合の共同所有として叙述されている土地には、通常同一地片に対する個人の権利と集団の権利が共存するという両面性が見られ、また異なる単位集団の権利が重層化しており、西歐的な近代法で使用されている意味での共同所有関係、すなわち眞の所有権関係が存在しているのではないのである。通常個人は、土地の生産物、あるいは自己の労働の成果にたいする権利を取得しており、したがって、これらのものに対して共同体的請求権が成立する余地はない。首長あるいは村長、クラン長等もひとたび家長あるいは個人に配分された土地に対して継続的な管理権または監督権を保持しておらず、これらの土地配分を受けた者の用益権ないし占有権は正当な事由が証明されない限り剥奪されないのである。

る。以上のような点から最近の人類学者は共同所有、私的所有の対極概念に反対し、土地権の重層的性格を強調するようになってきている。またナイジェリア人で土地慣習法の権威とされるT・O・エリアスは、「アフリカ人の慣習法によって承認された土地保有は、『共同的』(Communal)保有でもなく、『所有』(Ownership)でもない。個々の集団構成の権利が、同一の地片において集団の権利と共存することが多いという点で、集団と土地との間の関係は、常に複合的（本書【原著を指す】でいうところの重層的）である以上、『集合的』(Corporate)という語が、これらの土地保有制度を妥当に表現するものである」という説を唱えている<sup>(4)</sup>。

したがってこのような土地保有制度を理解する鍵は、ある土地に関する権限、請求権、義務の複雑な体系を把握することにあると考えられる。B・ブロックはこの点で、タンザニア南部のニーハ族(Nyiha)の調査の経験から次のような有用な提案をしている。

「一般的なレベルでは、ある一地域はある統治者(Ruler)またはある『部族』(Tribe)に属しているという感情(Feeling)を発見することができるであろう。この感情はその地域から他の『部族』をしめ出すことがある場合もない場合もある。このような不明確な意味においての所属の感情——それはある地理的な領域とある特定の人びととの特別な関係の感情であるが——が英語における所有の意味においての共同体的所有を構成するといったなら、それは間違いである。より重要なことは、土地のコントロールの権利の配分関係であって、このような不明確な所属の感情ではない。現在の目的からいえば、これらの権利は、(1)土地を配分する権利、(2)土地を使用する権利、(3)土地を処分する権利、(4)土地を復帰させる権利に分けることができる。ある特定の伝統的土地保有制度は、この4種類の権利でもって分析することができる。」<sup>(5)</sup>

以上に見たような権利関係の重層性に着目し、その権利主体を確認し、その組合せの機能的な意義を理解することによって、アフリカの土地保有制度の特質とその変容局面をより明確に把握することができよう。

#### IV アフリカの植民地化と農業社会の変容

19世紀後半に、サハラ以南のアフリカは西欧列強諸国による帝国主義的な分割を受け、エチオピア、リベリアを除く全地域が植民地となった。20世紀中葉にこれら植民地のほとんどが政治的独立を達成するまでほぼ1世紀の間に、この植民地化が与えたアフリカ社会への衝撃はまことに強烈なものがあった。このためアフリカのいわゆる伝統的な社会は、自主的な発展の道を阻害され、植民地宗主国による統治政策の枠の中で変容を強制されることになった。したがって土地保有制度についても、植民地化の影響を抜きにしてはアフリカにおけるその特質を語ることはできないのである。

植民地統治政策の一環として、原住民からの土地収奪が、南アフリカ、ナミビア、ローデシア、スワジランド、アンゴラ、それに程度の差こそあれケニア、ザンビア、モザンビーク、ザイール等も含めた白人入植地において強力に推し進められたが、他の大部分のアフリカにおいては、このような形での土地制度の変化はもたらされなかった。サハラ以南アフリカの大部分の地域での統治政策は、植民地を宗主国の商品市場、原料供給地として育成、確保するために、治安維持を主たる直接目的とした間接統治の形態をとった。この方式は北部ナイジェリアや旧タンガニーカ、ルワンダ、ブルンジ等に典型的に見られたが、原住民の伝統的社會の政治組織を植民地統治の末端機構として利用し、そのため伝統的権威をできるだけ温存していくこととなつた。その限りにおいて植民地統治は土地保有制度に関しても伝統的な慣習法を維持する方向の力をも与えたのである。

しかし同時に植民地政府は家屋税、人頭税等の課税を農村社會において強行し、初期には強制労働により、後にはより自發的な移動労働の形で、農村より労働力を引き抜いてこれを貨幣經濟に巻き込み、輸出向けの換金作物栽培を積極的に奨励して、結果においては農村社會の急速な変容をもたらすことになったのである。またイスラム教の浸透やキリスト教の伝道、近代主義

の教育の普及等が伝統的な価値体系を根底からゆきぶり始め、新しいエリート層を形成していった。アフリカの伝統的な共同体は、これらの衝撃に強固に抵抗するよりは、むしろ急速に崩壊する過程に入れられてしまったというべきであろう。

土地保有制度に関しては、その変容の過程を、「個別化の進展」としてとらえることができる。具体的には未利用地の相対的減少による耕地の外延的拡大の機会減少、耕地定着化に伴う一定地片への集約的家族労働の投下とその家族の土地処分権の強化、永年作物としての樹木の植付けとその地片の売買の発生（請戻し権付き等の共同体的規制はまだ付随している場合が多いが）、これらの相乗作用による土地復帰権の希薄化と消滅、土地の貸与関係の発生等がその内容である。このような土地個別化は、ある場合は植民地統治初期のウガンダのマイロランド創設や植民地統治末期のケニアの土地改革（土地統合・登記）のように政策によって強制的にもたらされたが、一般的には農村社会の緩慢な変容過程として、地域による大きな偏差を伴いながら進展してきた。土地保有の個別化は、アフリカ諸国の独立後も引き継いで進展し、むしろ衛生施設の急速な改善による農村地域の人口増加や、外貨獲得の必要から推進されている輸出向け農産物生産の一層の拡大等の要因により加速されてきていくように思われる。

サハラ以南の共同体的土地保有の個別化は、土地用益が終わった際に、その土地が共同体に返還される原則、いわゆる共同体の土地復帰権、が消滅ないし希薄化しているということに最も鮮明に現われている。土地は一旦配分されればその用益権者によって相続され、あるいは質入れ、貸与、売買等の形で処分されうる財産になりつつあるのである。しかしながら土地の復帰権の消滅が共同体的諸関係を解体してしまったわけではなく、前述したような請戻し権付きの売買や、売買の相手の限定等の形で共同体的な規制は残っているのである。配分のために残された土地の急速な減少と、農業生産力の停滞が同時的に存在している場合には、個別化の進展が逆に共同体での相互扶助の必要性を高めるという指摘は確かに的を射ており、このような土

地保有の個別化は情況の悪化を示す以外の何物でもないということもできる<sup>(1)</sup>。しかし、サハラ以南アフリカにおいて農業生産力が実際にそれほど停滞的であったかどうかは問題とされるところであって、本書【原著を指す】における事例の数々は、農産物の新品種の導入や耕作方式の改善、農具の改良等が広範に行なわれてきたことを示している。したがって土地の個別化の評価においても、重層的な土地保有の諸権利のどの部分がどのように変化したのかを具体的に問題にし、農業生産力との関連で個々のケースを検討する必要がある。これらは今後の研究課題として残されているところである。

以上に述べた種々の面から見て、アフリカにおける農業・土地問題は、共同体的土地保有の解体によって解決されるというよりは、すでに急速な共同体の崩壊の過程に組み入れられた農業社会が、いかに伝統的にもっていた社会のダイナミズムを維持し、開墾や新品種導入などの際に示されたような個人のイニシャティブを、共同体的土地保有制度の特質である実質平等原理と調和させながら維持、適応させていけるか、その仕組みを編み出すことにあるといえよう。ここに現代アフリカの挑戦する課題があると考えられる。

[注] \_\_\_\_\_

I

- (1) 赤羽裕『低開発経済分析序説』岩波書店、1971年、228ページ。

II

- (1) D. Biebuyck, "Land Holding and Social Organization," M.J. Herskovits and M. Harwitz, *Economic Transition in Africa*, Northwestern U.P., 1964, p. 99.

III

- (1) 星昭「ザンビアにおける『部族主義』と土地保有」(『アジア経済』第11巻第2号、1970年2月)。
- (2) S. Saberwal, *The Traditional Political System of the Embu of Central Kenya*, Kampala, 1970, pp. 96-101.
- (3) S. Wada, "Territorial Expansion of the Iraqw: Land Tenure and the Locality Group," *Kyoto University African Studies*, Vol. IV, 1969, p. 131.
- (4) T.O. Elias, *The Nature of African Customary Law*, 1956, p. 164. 青山道

夫編『アフリカの土地慣習法の構造』アジア経済研究所、1963年、13ページより引用。

- (5) B. Brock, "Customary Land Tenure, Individualization and Agricultural Development in Uganda," *East African Journal of Rural Development*, Vol. 2, No. 2, 1969, pp. 3-4.

IV

- (1) 赤羽裕, 前掲書, 128ページ。

(吉田昌夫／執筆時：アジア経済研究所調査研究部、現：中部大学国際関係学部教授)